## 様式1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称	優良宅地認定(個人短期重課)
根拠条例・規則名	租税特別措置法
条  項	法28条の第4条第3項第5号イ
所 管 部 課	都市局 都市計画部 都市計画課 (電話:048-829-1427)
審 基 準 査 (未設定の場 基 合はその理 準 由)	さいたま市優良宅地造成等認定規則第6条に規定する基準(別途昭和54年建設省告示第767号優良宅地基準)に適合し、手続きがこの規則に違反していないこと。
設定等年月日	平成17年12月1日設定 令和 年 月 日最終改正
標 期 間 準 (未設定の場 処 合はその理 理 由) 期	3 0 日
間設定等年月日	平成17年12月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備  考	平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした土地の譲渡等には適用しない(同上第6項)知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により事務移譲